

新運整第968号の3
令和3年1月14日

旅客自動車運送事業者 各位
貨物自動車運送事業者 各位

北陸信越運輸局 新潟運輸支局長

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う適性診断の受診の取扱いについて

標記について、北陸信越運輸局長から別添のとおり通知がありましたので了知願います。



北信交監第168号
北信技保第58号
令和3年1月13日

管内各運輸支局長 殿

北陸信越運輸局長
(公印省略)

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う適性診断の受診の取扱いについて

標記について、国土交通省自動車局安全政策課長から別添のとおり通達があったので了知されるとともに管内関係事業者に対して周知願います。

また、保安業務並びに監査業務に際しまして遺漏なきよう取計らい願います。

国自安第173号の3

令和3年1月12日

北陸信越運輸局長 殿

国土交通省自動車局

安全政策課長

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う適性診断の受診の取扱いについて

標記について、別添のとおり関係団体あて通知したところであるが、貴局におかれても管内事業者に対し周知を図られるとともに、保安業務並びに監査業務に遺漏なきよう取り計らわれたい。



国自安第173号

令和3年1月12日

| | | | |
|----------------------|----|---|----------|
| 公益社団法人日本バス協会 | 会長 | } | 殿 (単名各通) |
| 一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会 | 会長 | | |
| 一般社団法人全国個人タクシー協会 | 会長 | | |
| 一般社団法人公営交通事業協会 | 会長 | | |
| 一般財団法人全国福祉輸送サービス協会 | 会長 | | |

国土交通省自動車局

安全政策課長

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う適性診断の受診の取扱いについて

新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言における緊急事態措置（以下「緊急事態宣言」という。）の期間における適性診断の受診の取扱いについては、別紙（「新型コロナウイルスの感染拡大に伴う適性診断の受診の取扱いについて」（令和2年4月28日付け、国自安第9号）（以下「特例措置」という。）によることとしていますが、令和3年1月7日に発出された緊急事態宣言に係る期間における適性診断の受診の取扱いについては、特例措置による取扱いを行わないこととするのでその旨、了知されるとともに、傘下会員に対して周知いただくようお願い申し上げます。

なお、今後のさらなる緊急事態宣言の発出等を踏まえ、上記取扱いを変更することがある旨、御留意ください。

国自安第9号
令和2年4月28日

公益社団法人日本バス協会長 殿
一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会長 殿
一般社団法人全国個人タクシー協会長 殿
一般社団法人公営交通事業協会長 殿
一般財団法人全国福祉サービス協会長 殿

国土交通省自動車局長

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う適性診断の受診の取扱いについて
(新型コロナウイルスの感染拡大防止のための適性診断の受診に係る特例措置について)

旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)では、事業用自動車の運行の安全を確保するため、旅客自動車運送事業者は、事故惹起運転者等の運転者に対して、適性診断を受けさせることとされておりますが、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、今般、適性診断の受診について、下記のとおり取り扱うこととしたので了知されるとともに、傘下会員に対して周知いただくようお願い申し上げます。

なお、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言における緊急事態措置を実施すべき期間(以下「緊急事態宣言期間」という。)が変更された場合の適性診断の受診期間の取扱いについては改めて通知するものとする。

記

1. 事故惹起運転者への特定診断の受診に係る特例措置について

事故惹起運転者への特定診断Ⅰ又は特定診断Ⅱの受診については、旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針(平成13年国土交通省告示第1676号。以下「指針」という。)第二章4(1)において、「やむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後1か月以内」に受診することと受診期間が規定されているが、緊急事態宣言期間に2か月を加えた期間は、当該受診期間に含めないものとして扱う。

2. 高齢運転者への適齢診断の受診に係る特例措置について

高齢運転者への適齢診断の受診については、指針第二章4(3)において、「65才に達した日以後1年以内」、「65才以上の者を新たに運転者として選任した場合は、選任の日から1年以内」、「75才に達するまでは3年以内ごと」、「75才に達した日以後1年以内」

「75才以上の者を新たに運転者として選任した場合は、選任の日から1年以内」及び「その後1年以内ごと」に受診することと受診期間が規定されているが、緊急事態宣言期間に2か月を加えた期間は当該受診期間に含めないものとして扱う。

また、個人タクシー事業者にあつては、指針第二章4(3)の規定により、当該事業の許可に付された期限の更新の日において65歳以上である場合に、当該期限の更新の申請の前に適齢診断を受診することとされているが、当該期限の更新の日が緊急事態宣言期間内にある場合は、当該更新後2か月以内に受診することをもって、当該期限の更新の申請の前に適齢診断を受診したものとして扱う。

3. その他適性診断の受診の取り扱いについて

初任運転者への初任診断の受診については、事業継続のために初任運転者を事業用自動車に乗務させる必要がある等、やむを得ない事情がある場合を除き、控えること。なお、やむを得ない事情があるため初任運転者に初任診断を受診させる場合は、マスクの着用等の感染予防対策を講じること。

国自安第173号の2
令和3年1月12日

公益社団法人全日本トラック協会 会長
一般社団法人全国霊柩自動車協会 会長 } 殿 (単名各通)

国土交通省自動車局
安全政策課長

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う適性診断の受診の取扱いについて

新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言における緊急事態措置(以下「緊急事態宣言」という。)の期間における適性診断の受診の取扱いについては、別紙(「新型コロナウイルスの感染拡大に伴う適性診断の受診の取扱いについて」(令和2年4月28日付け、国自安第9号の2)(以下「特例措置」という。))によることとしていますが、令和3年1月7日に発出された緊急事態宣言に係る期間における適性診断の受診の取扱いについては、特例措置による取扱いを行わないこととするのでその旨、了知されるとともに、傘下会員に対して周知いただくようお願い申し上げます。

なお、今後のさらなる緊急事態宣言の発出等を踏まえ、上記取扱いを変更することがある旨、御留意ください。

国自安第9号の2
令和2年4月28日

公益社団法人全日本トラック協会長 殿
一般社団法人全国霊柩自動車協会長 殿

国土交通省自動車局長

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う適性診断の受診の取扱いについて
(新型コロナウイルスの感染拡大防止のための適性診断の受診に係る特例措置について)

貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成2年運輸省令第22号)では、事業用自動車の運行の安全を確保するため、貨物自動車運送事業者は、事故惹起運転者等の運転者に対して、適性診断を受けさせることとされておりますが、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、今般、適性診断の受診について、下記のとおり取り扱うこととしたので了知されるとともに、傘下会員に対して周知いただくようお願い申し上げます。

なお、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言における緊急事態措置を実施すべき期間(以下「緊急事態宣言期間」という。)が変更された場合の適性診断の受診期間の取扱いについては改めて通知するものとする。

記

1. 事故惹起運転者への特定診断の受診に係る特例措置について

事故惹起運転者への特定診断Ⅰ又は特定診断Ⅱの受診については、貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針(平成13年国土交通省告示第1366号。以下「指針」という。)第二章4(1)において「やむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後1か月以内」に受診することと受診期間が規定されているが、緊急事態宣言期間に2か月を加えた期間は、当該受診期間に含めないものとして扱う。

2. 初任運転者への初任診断の受診に係る特例措置について

初任運転者への初任診断の受診については、指針第二章4(2)において、「やむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後1か月以内」に受診することと受診期間が規定されているが、緊急事態宣言期間に2か月を加えた期間は、当該受診期間に含めないも

のとして扱う。

3. 高齢運転者への適齢診断の受診に係る特例措置について

高齢運転者への適齢診断の受診については、指針第二章4（3）において、「65才に達した日以後1年以内」、「65才以上の者を新たに運転者として選任した場合は、選任の日から1年以内」及び「その後3年以内ごと」に受診することと受診期間が規定されているが、緊急事態宣言期間に2か月を加えた期間は、当該受診期間に含めないものとして扱う。
